

# 町政をたず



## 問 これまで経験のない大雨被災状況と復旧は？

### 答 町道長慶平1号線は復旧に複数年、住民生活への影響や緊急性を勘案順次、復旧を

こん かつよし  
**今 勝吉** 議員



質問者の動画を視聴できます。

### 大雨被害について

問 今議員

① 町内全域における被災状況と復旧の見通しは。  
② 被災情報提供における防災無線の活用は。  
③ 被災情報の受理に対する対応は。

答 町長

① 8月13日からの1週間テック・フォース（国土交通省からの緊急災害対策派遣隊）の先遣調査結果と、町が個別に把握した被災箇所をまとめた集計では、8月末現在、町道では18路線77箇所、河川は30河川57箇所、農地約30箇所、農業用施設約20箇所、林道約30箇所となっている。

また、町道長慶平1号線は復旧に少なくとも複数年かかると見込まれ、それ以外の町道は、交通規制をしている路線の応急復旧を先行して進め、住民生活への影響や緊急性を

勘案しながら、順次、復旧を進めたい。

② 防災行政情報伝達システム（通称「防災無線」）は、気象庁や内閣官房からの情報と連動しており、警報級の気象情報や、震度4以上の地震、津波警報、津波注意報の発令時のほか、弾道ミサイル発射時等に自動で放送するようになっている。

一方、町内の火災やクマの目撃、その他行政情報は町や消防が独自のシステム入力により放送している。



テック・フォースによる調査の様子

今回、多くの方が避難をし、警報の解除を待っていたのに放送がないとの御指摘に、町独自で警報解除の放送をするよう指示した。

③ その内容によつて、町建設水道課や消防署、消防団に初期対応を指示するとともに、災害対策本部等で情報を共有し、必要に応じて土木事業者等に対応を依頼するなどしている。

### 十二湖観光振興について

問 今議員

① コロナ禍の中、当町も新しい観光に向けて動き出した矢先の豪雨による観光への影響は。

② 第一次十二湖振興戦略プラン（2021年度～2026年度）の新計画の下で事業を展開しているが、現在の状況と今後の財政支援は。

③ 町内に設置されている観光案内板等の見直しや改修は。

# 町政をただす

**答 町長**

①宿泊業等では、やっとこれからと思っていた矢先、夏のトップシーズンであるお盆の時期に大雨が直撃し、キャンセルが相次いだり、自ら予約を断った事業者もあり、コロナの感染者数も高止まりする中での今回の災害の影響は極めて甚大であったと痛感している。大雨被害からの復興支援及び新型コロナウイルス感染症からの観光経済再生に向けて、当初、冬の時期に予定していた「宿泊町民割」を前倒して実施する。

②今年度、県より無償譲渡のあった「十二湖ビジターセンター」内のトイレの洋式化や情報発信機能の強化を図るための整備を計画どおり改修している。

十二湖はこのたびの大雨で倒木やがけ崩れ等、多くの被害を受けており、まずはこれらの復旧が急務であり、最優先と考えている。今後改めて十二湖振興戦略会議に計画の内容を諮問しながら、計画の

実行に取り組んでいきたい。

③毎年秋頃に巡回し、新設や撤去、改修の必要性について点検している。今年度、新設はないが、苗代沢地区の国道101号沿いの観光案内看板の腐食が激しいことから、この1か所についてまもなく撤去する。



県から無償譲渡された十二湖ビジターセンター

## 日本サーモンファーム(株)について

**問 今議員**

日本サーモンファーム(株)のトップが廃棄物処理法違反で逮捕された。今後は再発防止のため、コンプライアンスの徹底を求めていくべきと思うが。

**答 町長**

逮捕容疑は、「廃棄物処理法違反」とのこと、先般、同社から提出のあった経過報告書によると、それが違法であったとの認識はなかったようで、起訴となった場合は、この点が争点になると思われる。

また、6月15日に警察の捜査を受けてからは、親会社である株式会社オカムラ食品工業の加工場にて脱血処理水を処理しているとのこと。

いずれにしても、当町と協定を結んでいる企業の社長が逮捕されたことは遺憾であり、今後の動向を注視しながら適切な指導に努めていく。

## 空き家対策について

**問 今議員**

深浦町空き家等対策協議会における設立の経緯と協議会の在り方は。

**答 町長**

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしてきていることが全国的に問題化してきたことで、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。

これを受けて当町でも、地域住民の財産の保護や生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要であるとの認識から、深浦町空き家等対策協議会設置要綱

を制定し、協議会を設置した。

協議会は、副町長以下関係する町職員、町議会議員、警察、消防関係者、行政連絡員、有識者などの15名で組織されており、空き家等対策計画の作成、特定空き家等の判定のほか、空き家等の利活用に関する協議を目的に、毎年、協議会を開催している。

